

質問回答書

大阪都市計画局

案件名称 : 大屋根リングの初期改修に係る基本設計及び維持管理計画策定業務委託

番 号	仕様書等該当箇所	質 問	回 答
1	【提案書のページ数について】 募集要項 P 6 6 応募手続き等に関する事項 (3) 企画提案書類の提出 ア (イ)	「A4判両面、総ページ数(表紙や目次は含まない)は10ページ以内」とありますが、表紙や目次を除き、両面印刷で5枚、計10ページ以内という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 両面印刷で5枚(計10ページ)となります。
2	【守秘義務対象資料の貸与について】 募集要項 P 6 6 応募手続き等に関する事項 (2) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知 オ	ご提示の守秘義務対象資料(貸与資料)のほか、現況の状態(地上部・屋上部・全体の様子)が分かる資料があれば、ご提供頂けないでしょうか。	参加資格審査結果の通知の際に、参加資格要件を満たす応募者に対して、地上部及び屋上部より撮影した現況写真を提供します。
3	【貸与資料について】 仕様書 P 9 10 貸与資料 (1) 貸与資料	ご提示の貸与資料のほか、竣工時および竣工後の地盤変位に関する資料はご提供頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	残置区間における現況レベル、柱の傾斜、梁の水平度等については、別途発注予定の調査業務において、各ユニットの代表的な地点を対象に計測を実施する予定であり、その成果については受注者へ貸与します。
4	【準用工作物(記念塔)の計画通知について】 仕様書 P 2 5 履行期間 ※	「準用工作物(記念塔)に係る建築基準法第18条第2項に規定する計画通知は、令和9年6月30日(水)までに完了」とありますが、現況の状態において、準用工作物(記念塔)の計画通知が得られる見通しを事前につけられている、という理解で宜しいでしょうか。	計画通知は、申請書類の提出後に審査されるものであり、現時点で計画通知に係る適合通知を受けられることを保証するものではありません。 なお、計画通知手続に必要な調査や関係機関との協議等については、本市関与のもと進めていくこととなりますが、計画通知に係る申請図書の作成及び法令への適合性の確認については、受注者において実施していただきます。
5	【準用工作物(記念塔)の計画通知について】 仕様書 P 2 5 履行期間 ※	「準用工作物(記念塔)に係る建築基準法第18条第2項に規定する計画通知において必要な図書の作成とありますが、貸与資料にある実施設計図及び構造計算書等を基に作成するという理解で宜しいでしょうか。 また、構造体については現況のままであるため、新規の構造計算書作成は不要という理解で宜しいでしょうか。	貸与資料として示す実施設計図、構造計算書、仮設建築物許可申請書類の写し、建築確認申請書類(副本)の写し等を基に、計画通知に必要な図書を作成していただくことを想定しています。 計画通知において必要な図書の大部分は、既存の実実施設計図及び構造計算書等の活用により対応可能と考えておりますが、新たな構造計算の要否については本業務において確認し、必要に応じて追加の構造検討及び構造計算を行い、計画通知に必要な図書を作成してください。
6	【準用工作物(物見塔)の法手続きについて】 仕様書 P 1 及び P 6 3 業務対象・場所など (4) 施設用途 6 業務内容 (4) その他の業務	「将来的には準用工作物(物見塔)として人が登れる形での利活用を想定」とあり、「今後別途発注を予定している実施設計」とありますが、準用工作物(記念塔)への変更に係る計画通知は実施設計にて行われるものと理解して宜しいでしょうか。	準用工作物(物見塔)に係る計画通知手続は本業務の対象外ですが、準用工作物(記念塔)に係る計画通知手続は本業務の対象です。詳細は、「仕様書6(3)計画通知」をご参照ください。
7	【業務内容について】 仕様書 P 4 6 業務内容 (2) 維持管理計画の策定	維持管理計画の策定は業務範囲と認識しておりますが、業務期間中を含め、実際の調査、モニタリングや点検等は業務範囲外という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	【著作権の手続きについて】 仕様書 P 13 ~ 14 15 業務実施に関する基本的な条件 (4) 著作物の譲渡等 カ	「成果物の作成にあたり必要な著作権等の手続きについて、受注者の責任及び契約額の範囲において実施すること」とありますが、具体的に著作権にあたる可能性のある対象物として指しているものをご教示下さい。	本条項の対象は、本業務において受注者が作成した成果物のうち、著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものです。具体的には、報告書、図面、CG、イラストその他創作性を有する成果物を想定しています。 (参考) 著作権法第2条第1項第1号 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。